

徳島市総合評価委員設置細則

(趣旨)

第1条 本細則は、徳島市総合評価委員設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、徳島市総合評価委員設置細則を定める。

(意見等を受ける体制)

第2条 要綱第2条第1項及び第2項の意見を受ける際は、全委員からの意見を受けるものとする。

2 要綱第2条第3項以下について意見を受ける際の委員は、別表の組み合わせによる輪番とする。

3 別表の組み合わせは、適時、変更できるものとする。ただし、その際は委員からの承諾を得るものとする。

(雑則)

第3条 この細則に定めのない事項について、必要が生じた場合には、各委員の意見を聴取し定めるものとする。

附 則

この細則は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

組合せ	氏名	職名
第1組	松村豊大	徳島文理大学 総合政策学部 教授
	上野勝利	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部 准教授
第2組	渡邊健	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部 教授
	近藤明子	四国大学 経営情報学部 准教授